

Title	会計制度の弾力性：会計学の基本問題（VI）（7）
Sub Title	Flexibility of accounting system
Author	友岡, 賛(Tomooka, Susumu)
Publisher	慶應義塾大学出版会
Publication year	2024
Jtitle	三田商学研究 (Mita business review). Vol.67, No.4 (2024. 10) ,p.1- 10
JaLC DOI	
Abstract	法制度等の在り方にかかわる基本的な考え方の選択問題に鑑みつつ，イギリス会社法における会計規定の行き方，とりわけ離脱規定をめぐる議論を題材に会計制度の弾力性について思量する。
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234698-20241000-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

会計制度の弾力性

——会計学の基本問題〔Ⅵ〕（7）——

友 岡 賛

<要 約>

法制度等の在り方にかかわる基本的な考え方の選択問題に鑑みつつ、イギリス会社法における会計規定の行き方、とりわけ離脱規定をめぐる議論を題材に会計制度の弾力性について思量する。

<キーワード>

運用、英米法系、会社法、客観性、原則主義、細則主義、実質優先思考、取得原価主義会計、「真実かつ公正な概観」概念、性悪説、性善説、大陸法系、弾力性、作り、ハイリスク・ハイリターン型、判断、離脱規定、ローリスク・ローリターン型

1948年会社法

第149条

第1項 会社のすべての貸借対照表は会計年度末の会社の財政状態にかんする真実かつ公正な概観を与えなければならず、会社のすべての損益計算書は会計年度の損益にかんする真実かつ公正な概観を与えなければならない。

第2項 会社の貸借対照表および損益計算書は、適用しうるかぎり、本法第8附則の要求にしたがわなければならない。

第3項 本条の以下の規定ないし第8附則の第3部に明文をもって規定されている場合を除き、前項および第8附則の要求は本条第1項の一般的要求ないし本法のその他の要求のいずれをも害さないものとする。

第4項 商務省は、会社の取締役の申し立てにより、あるいはその同意の下、当該会社について会社の貸借対照表ないし損益計算書に記載すべき事項にかんする本法の要求のいずれか（ただし、本条第1項の要求はこれを除く）を会社の事情に適合させるために修正することができる。

後略

イギリス会計制度の専門家、田中弘の論攷はのっけから問う。

「商法にしる企業会計原則にしる、なぜ、そこからの「離脱規定」がないのか」¹⁾。

重ねていわく、「商法や企業会計原則には「離脱規定」があつてし²⁾かるべきではないだろうか」。
「しかるべき」というその自信³⁾はどこからくるのだろうか。

離脱規定とその基本的な考え方

イギリスの会社法⁴⁾ (Companies Act) における離脱規定は1947年法および基本法⁵⁾ (Principal Act) ⁶⁾たる1948年法において採用された「真実かつ公正な概観 (true and fair view)」⁷⁾ 概念をもつて受けていた。⁸⁾

すなわち、1947年以降の会社法は該会社の財政状態にかんする真実かつ公正な概観を与えることを貸借対照表に求め、また、該会社の損益にかんする真実かつ公正な概観を与えることを損益計算書に求めており、この真実かつ公正な概観の要請をもつて前提とする会計規定はあらまし以下のとおりに構成されていた。

①「真実かつ公正な概観」規定

貸借対照表は会計年度末の財政状態にかんする真実かつ公正な概観を与えなければならず、損益計算書は会計年度の損益にかんする真実かつ公正な概観を与えなければならぬ。

<引用について>

原文における () 書きや太文字表記や圈点やルビの類いは、原則として、これを省略した。したがって、引用文におけるこの類いのものは、特に断りがない限り、筆者(友岡)による。

また、引用に際して、旧字体は、原則として、これを新字体に改め、促音や拗音の類いが小文字表記されていない場合は小文字表記に改め、漢数字は多くの場合、算用数字に改めるなどの加筆を施している。

1) 田中弘「商法・企業会計原則における離脱規定」『會計』第130巻第4号、1986年、28頁。

2) 同上、28頁。

3) この論攷は7年後に上梓された書(田中弘『イギリスの会計制度——わが国会計制度との比較検討』1993年)にほぼそのままに収められており(同上、第6章)、すなわち「自信」は揺らがないらしい。

4) イギリスの会社法の変遷について下記のものを参照。

友岡賛「「真実且つ公正なる概観」考くその1」——イギリス会社法の変遷を中心に『三田商学研究』第28巻第4号、1985年。

友岡賛『近代会計制度の成立』1995年、第1章。

5) 10 & 11 Geo.6, c.47.

6) 1929年法(19 & 20 Geo.5, c.23) および同法に対する修正ならびに1947年法を統合した法。

7) 11 & 12 Geo.6, c.38.

8) この概念自体の解釈等について下記のものを参照。

友岡賛「会計の基本理念としての fairness ——イギリス会社法の要請を中心に」『国際会計研究学会年報』1984年度号、1985年。

友岡賛「「真実且つ公正なる概観」考くその3」——意を中心に『三田商学研究』第30巻第6号、1988年。

②「真実かつ公正な概観」規定の優先性

①の規定は会社法のすべての他の規定（具体的、個別的なルール）に優先する。

③離脱規定

会社法の他の規定にしたがうかぎり①の規定にしたがうことができない場合には該規定（他の規定）にしたがうてはならない（該規定から離脱しなければならない）。

如上の離脱規定のごときものをもたらし基本的な考え方は、けだし、英米法系的であって、性善説的であって、原則主義的であって、実質優先思考的であるといえようし、また、この手の基本的な考え方における種々の vs. は表 1 のようにまとめられよう。⁹⁾

表 1 法制度等の在り方にかかわる基本的な考え方

大陸法系	性悪説	細則主義		ローリスク・ローリターン型
英米法系	性善説	原則主義	実質優先思考	ハイリスク・ハイリターン型

なお、表 1 のうち、[ハイリスク・ハイリターン型 vs. ローリスク・ローリターン型] といった捉え方は、けだし、およそ一般的なものではなかろうが、大陸法系にあつては、或るレベル以上の秩序は維持される、という意味においてローリスク、しかし、必ずしも最適な処置を期待することができるわけではない、という意味においてローリターン、ということから、この手の法をもって「ローリスク・ローリターン型の法」と称し、他方、英米法系においては、ことによると最低限の秩序すら維持されないかもしれない、という意味においてハイリスク、しかし、ことによると理想的な社会がもたらされるかもしれない、という意味においてハイリターン、ということから、この手の法をもって「ハイリスク・ハイリターン型の法」と称する向き（筆者）がある。¹⁰⁾

閑話休題。表 1 にまとめられた種々の vs. は、けだし、要するに、判断というものの捉え方の異同にほかならず、その辺りのことは次項に敷衍される。

9) ただし、デビッド・フリント (David Flint, *A True and Fair View in Company Accounts*, 1982, p.3), あるいはデビッド・トゥイーディ (David Tweedie, 'True and Fair Rules,' *The Accountant's Magazine*, Vol.87, Nov., 1983, p.424) によれば、法制度の行き方は以下の三つに大別され、③こそがイギリスにおける会社法の行き方とされる (友岡「会計の基本理念としての fairness」107~110頁)。

① 正確かつ詳細な規定を設ける。
 ② 法的制裁を前提とし、状況に応じた解釈を経営者等に委ねる。
 ③ 一般原則を規定し、それを維持するのに必要なかぎりにおいて詳細な規定を設ける。

10) 友岡賛『会計学はこう考える』2009年、187~190頁。

基本的な考え方をめぐる種々の vs. と判断の問題

フランス、ドイツの法に代表される大陸法系の法にあっては詳細、厳密な規定をもって或るレベル以上の秩序は維持することができるが、その反面、画一的、硬直であるがゆえに、多様性ないし変化に的確に対応することができるか、という点において問題がある。

すなわち、大陸法においては、できるかぎり事細かにルールを設けてゆく（成文法（書かれた法）のなかに、できるかぎり、すべての問題の答えがあるようにする）、という行き方が採られ、その場合は、人々がそうしたルールにしたがって行動しているかぎり、或るレベル以上の社会的な秩序は維持することができる、ということになるだろうが、しかしながら、むしろ、いくら事細かにルールを設けたとしても、すべての事柄について適当なルールを用意することはできず、また、状況の変化にルールの改変が追い付かず、必ずしも適当ではないルールをもってする画一的、硬直的な対応になってしまう、ということも考えられる。

他方、イギリス（イングランドおよびウェールズ）の法に代表される英米法系の法にあっては、厳密な規定はこれを設けることなく、個々の状況における各人の判断にことを委ねるため、適切な判断が行われる場合には弾力的、的確な対応がもたらされることになるだろうが、その反面、適切な判断が行われない場合には一定のレベルの秩序すら維持されることが叶わない。

すなわち、英米法においては、（例えば、財務諸表は真実なものでなければならない、などといった）理念（基本的な目的）の類いを示す抽象的、一般的な規定（および必要最小限の具体的、個別的なルール）のみが設けられ、あとは各人の判断（例えば、財務諸表を真実なものにするためにはどうしたらよいのか、といった判断）に委ねられるため、各人が状況に応じて適切に判断、行動すれば、理想的な社会がもたらされるかもしれない反面、（ルールがないのをよいことに）各人が利己的に手前勝手に行動してしまった場合には最低限の秩序すら維持されないかもしれない、ということである。

なお、如上の行き方は弾力的であることをもって長所とし、「弾力的」は「動的」とも別言されようが、例えば「法律は静的であり、“true and fair view” 概念は動的であるという考え方が存在し、さらにいえば、その前提に法律がすべてではないという英国独自の考え方ないし社会的ルールが存在する¹¹⁾」ともされる。本稿の冒頭に掲げられた1948年法は第149条の第2項は「会社の貸借対照表および損益計算書は、適用しうるかぎり、本法第8附則の要求にしたがわなければならない」としているが、「適用しうるかぎり」と条件を附しているということは、適用しえない場合があることが想定されている、ということであり、このような想定はこれも弾力性にほかならないだろう。また、イギリスの会社法にはかつて（1856年株式会社法より1929年会社法まで）「真実かつ正確な概観（true and correct view）」という概念があり、これが「真実かつ公正な概観」概念¹²⁾に取って代わられたという経緯があり、この改変については「「真実かつ正確なる概観」概念は……総じて算術的・技術的な意味での正確さを意味するものと解されてきた¹³⁾」ともされる反¹⁴⁾

11) 山浦久司『英国株式社会会計制度論』1993年、417頁。

12) 中川美佐子『EC 5 ヶ国の会計および会計制度』1991年、53頁。

13) 19 & 20 Vict. c.133.

14) 19 & 20 Geo.5, c.23.

15) 友岡「「真実且つ公正なる概観」考くその1」69頁。

面、「[「真実かつ正確」には他の不正確なものを排除し、唯一正しいものしか認めないという意味がこめられ、現実の会社会計を反映していない」¹⁷⁾ともされ、「しかるに「真実かつ公正」には2つ以上の「真実」を許容する可能性が含まれ……「真実かつ公正」という表現により……合理的な範囲での弾力性をもたせることができる」¹⁸⁾ともされているが、ただし、けだし、「真実かつ公正な概観」概念が弾力的ないし動的であるということと英米法系の弾力性は些か次元を異にするともいえようか。

ちなみにまた、「真実かつ公正な概観」概念は頗る抽象的であって、しかも、会社法はこの概念にいかなる定義をも与えていないという点も注目される。これについては「True and Fair View」は会社法上の概念であるにもかかわらず、非常に曖昧な概念で、時代とともにその内容が変遷している¹⁹⁾とする向きもあり、「(「にもかかわらず」の意味がよく分からないが、それはさて置き)「曖昧」は概して否定的な意味合いながら、「抽象的」²⁰⁾と換言することもできようか。抽象性は弾力性に繋がり²¹⁾、種々の解釈の存在を含意しているが、ただし、「真実かつ公正な概観」概念自体の解釈論は本稿の埒外とする²²⁾。

閑話休題。表1のvs.に戻れば、大陸法は性悪説に依拠し、英米法は性善説に依拠する、と解することもできよう。性悪説ゆえにルールをもって人を縛り、判断をもって許さず、他方、性善説ゆえに人の判断に委ねる（委ねることができる）、という筋合いにあるからである。

さらにまた、大陸法よりも英米法の方が人々に重大な責務を負わせている、と解することもできる。ルールというものは、むろん、あくまでも、目的に至る手段のはずながら、大陸法の行き方にあるは、ともすると、ルールにしたがうことそれ自体が目的になってしまう虞もあり、すなわち、ルールさえ守っていれば問題なし、といったことにもなる。この場合には、たとえ目的（ルールにしたがうこと、ではない本当の目的）が果たせていなくとも、自分はしかるべくルールにしたがっていた、として責任逃れをすることもできるかもしれないが、他方、英米法の場合にはそうした責任逃れをすることができず、目的を果たすべく自ら考える、という（ルールにしたがう、という責務よりも）重大な責務がある、として捉えられよう。これは判断の責務にほかならず、そうした判断の責務はこれを原則主義がもたらす、という筋合いにある。なおまた、[細則主義vs.原則主義]の議論においては「ルールの「間隙を埋める」のがプロフェッショナルの判断、ともいえようし、そうした理解からすれば、原則主義というゆき方は、わざと、間隙だらけ、にしておいて判断を活用するというゆき方、ともいえよう」²³⁾ともされているが、ただし、けだし、「プロフェッショナルの判断」については、二重責任の原則に鑑みて、これと財務諸表作

16) 千葉準一『英国近代会計制度——その展開過程の探究』1991年、327頁。

17) 山浦『英国株式会社会計制度論』245頁。

18) 同上、245～246頁。

19) 村田直樹『会計学の基層』2021年、45頁。

20) 友岡「「真実且つ公正なる概観」考くその3」3頁。

21) 同上、3～4頁。

22) 注記8)をみよ。

23) 友岡賛『会計学原理』2012年、191頁。

成者（経営者）の「判断」の関係ないし捉え方が論じられるべきだろう。²⁴⁾

いま一つ、表1には実質優先思考が挙げられているが、これも判断にかかわる。形式よりも実質を優先すべし、法的形式よりも経済的実質を優先すべし、とするこの思考は、しかし、優先の可否についての判断が問題となる。

作りと運用

表1にまとめられた種々の vs. は、畢竟、一長一短であって、例えば「ハイリスク・ハイリターン型 vs. ローリスク・ローリターン型」において、一方的にいずれかをもって是とすることはできなからうが、ただし、むろん、「長所の大きさ = 短所の大きさ」とはかぎらず、そもそも長所の大きさも短所の大きさも測定可能ともいえないだろう。

さらにまた、たとえ制度の作りにおいては長所と短所について釣り合いがとれていようとも、しかし、「運用」²⁵⁾においてはさに非ず²⁶⁾、ということもあろうし、しからば、一長一短とはいえず、すなわち、いずれかが勝^{まさ}っているとされるかもしれない。

前出の田中は離脱規定に看取される「イギリスの知恵に大いに学ぶ」²⁷⁾ことを提言しているが、他方、「真実かつ公正な概観を与えんがための……離脱ばかりとは限らず、会計操作を目的とした離脱も大いにありうること」²⁸⁾を指摘する醍醐聰は、離脱規定の適用が正当と認められる状況とはどのようなものか、ということの闡明こそが肝要とし、会社法を首めとする種々の法律とは密接不可分の関係にある会計において、経済的な実質をもって法規定に優先させることのできる限度を奈辺に置くか、³⁰⁾ということこそが「財務会計基準の研究者に課された重要な今日的課題」³¹⁾であるとする。これすなわち実質優先思考の運用の問題にほかならない。

如上の問題意識をもって俎上に載せられた事例に下記のアーガイル・フーズ社（Argyll Foods Limited）の件があり、醍醐はこの件をもって「離脱規定の運用が、田中（弘）論文の想定よりもはるかに厳しい制限のもとにおかれていることを窺わせるのに十分である」³²⁾と評している。

食料品業を営んでいたアーガイル・フーズ社は1980年8月13日に公表された1979年12月31日付けのグループ貸借対照表にモーガン・エドワーズ社（Morgan Edwards Limited）の

24) 同上、188～194頁。

25) 醍醐聰「サロン・ド・クリティーク」『企業会計』第39巻第1号、1987年、155頁。

26) 後述のように、醍醐聰は「離脱規定の運用が……厳しい制限のもとにおかれていること」（同上、155頁）に言及している。

27) 田中「商法・企業会計原則における離脱規定」42頁。

28) 醍醐「サロン・ド・クリティーク」154頁。

29) 同上、154頁。

30) 友岡賛「「真実且つ公正なる概観」考くその2」——アーガイル・フーズ社の事例を中心に」『三田商学研究』第29巻第3号、1986年、20頁。

31) 醍醐「サロン・ド・クリティーク」155頁。

32) 同上、155頁。

資産および負債を記載していたが、しかしながら、アーガイル・フーズ社によるモーガン・エドワーズ社の買収は1980年の3月のことであって、したがって、商務省により、この会計処理が問題視されることとなった。

アーガイル・フーズ社の言い分は如上の処理をもってモーガン・エドワーズ社の数値を含めた方が、株主にとってより情報価値が高い (more informative)、とするものであって、また、監査人のアーサー・アンダーセン社 (Arthur Andersen & Co.) も無限定意見、すなわち、アーガイル・フーズ社の財務諸表は真実かつ公正な概観を与えている、とする意見を表明していた。しかしながら、この件を重くみた商務省は告発に踏み切り、如上の処理は法廷の場で論議されることとなった。

この裁判は結局、アーガイル・フーズ社の財務担当取締役に対する有罪判決をもって終結をみたが、この事件をめぐる論議は先述の「真実かつ公正な概観」規定の優先性が極めて限定的なものであることを窺わせるものだった。すなわち該取締役は、アーガイル・フーズ社とモーガン・エドワーズ社は1979年度に既に一体だったということが経済的実質であって、したがって、モーガン・エドワーズ社の数値を含めたものこそが最も真実かつ公正な概観 (the truest and fairest view) であって、株主にとって最も情報価値が高い (the most informative)、と主張していたが、しかしながら、下された判断は、求められているのは最も真実かつ公正な概観ではなく、離脱規定の適用が認められるのは個別の規定にしたがうかぎり、いかなる真実かつ公正な概観をも与えられない場合においてのみ、というものだった。³⁴⁾

如上の「より」ないし「最も」を求めるかどうか、最高の真実かつ公正な概観を求めるかどうか、という問題は〔取得原価主義会計 vs. 時価主義会計〕の論において取得原価主義の長所として挙げられる数値の客観性の捉え方の問題と重ね合わせて捉えられるかもしれない。

すなわち、取得原価主義会計が長年にわたって支持ないし選択されてきたことについては、下記のように、①消極的に支持されてきた、と解することも、あるいは②積極的に支持されてきた、と解することもできよう。³⁵⁾

- ① 経済的な実態を表す、という点においては明らかに時価主義会計の方が勝れているが、³⁶⁾時価主義会計は客観性に難があるために選択には至らず、結果的に(消去法的に)取得原価主義会計が選択されてきた、とする。これは、消極的に支持されてきた、とする解し方であって、そこには、時価主義会計がもう少し客観的だったならば、(取得原価主義

33) イギリスのグループ財務諸表 (group accounts) について下記のものを参照。

友岡賛「イギリスのグループ・アカウント——連結会計思考の萌芽から制度化迄」會田義雄 (編著)『企業結合会計——その実態と理論』1985年。

34) 以上、この事件については下記のものによっている。

友岡「「真実且つ公正なる概観」考くその2」。

35) 友岡『会計学原理』166～168頁。

36) 「経済的な実態を表す」ということを会計に求めるかどうかはさて置く。なお、筆者はこれを求めない。

会計ほどは客観的でなくとも)時価主義会計が選択される,ということが含意されている。

- ② 会計数値には客観性こそがまずもって求められる,とする。この場合には,客観性において勝る取得原価主義会計こそが積極的に選択される,ということになる。別言すれば,時価主義会計がいかに客観的なものであっても,その客観性が取得原価主義会計の客観性に(僅かでも)劣っているかぎり,取得原価主義会計が選択される,ということになる。

すなわち,②の場合は「より」ないし「最も」が求められようが,他方,①の場合は,或るレベル以上の客観性が存すればそれでよし,とされる。アーガイル・フーズ社の事例にみられた離脱規定の運用はこの①の場合と同様であって,求められているのは或るレベル以上の真実かつ公正な概観というべきか,いや,最低限の真実かつ公正な概観というべきだろう。

また,②の場合は客観性こそが重んじられるため,前出の「一長一短」の問題は存しないが,①の場合は,客観的かどうか,と,経済的な実態を表すかどうか,の2点について「一長一短」の問題が認められよう。ただし,長所と短所の大きさが測定可能であれば,「経済的な実態を表す,という長所の大きさ > 客観性に難がある,という短所の大きさ」,あるいは「経済的な実態を表す,という長所の大きさ < 客観性に難がある,という短所の大きさ」,あるいは「客観性が担保されている,という長所の大きさ > 経済的な実態を表さない,という短所の大きさ」,あるいは「客観性が担保されている,という長所の大きさ < 経済的な実態を表さない,という短所の大きさ」といった比較において選択することもできようが,そうでなければ,ほかの何かをよりどころにしての選択となる。

いずれにしても,①は前述の離脱規定の運用に通ずるものがある。

なおまた,①については,経済的な実態を表す,ということをもってリターンと捉え,客観性が低い,ということを経済コストと捉えれば,「リターン < コスト」だったがために,取得原価主義会計が選択されてきた,ともされようが,他方,②の場合は,客観性が高い,ということがリターンであって,只管,このリターンが追求され,取得原価主義会計が選択されてきた。あるいは,①にせよ②にせよ,客観性を重視することは,客観性の低さをもってリスクと捉え,ローリスクを選択する保守主義的な行き方ともいえようか。

いずれにしても,アーガイル・フーズ社の事例にみられた離脱規定の運用は,真実かつ公正な概観こそが重んじられるものの,しかし,「より」ないし「最も」が求められることはなく,最低限の真実かつ公正な概観が確保されない場合には(該規定から)離脱しなければならないが,しかしながら,最低限の真実かつ公正な概観が確保されている場合には「より」ないし「最も」を求めての離脱はしてはならない,というものであって,②とは違う。真実かつ公正な概観が最重要ではあるものの,これをとことん追求することは最重要ではなく,規定を遵守することの方が重要,ということである。

弾力性

ただし、[作り vs. 運用] の論は往々にして [理想 vs. 現実] の論となり、現実には理想どおりにはゆかない、といったように概して否定的に捉えられ、事実、醍醐も離脱規定の運用における「厳しい制限」をもって指摘しているが、しかしながら、強ちそうともいえないかもしれない。

アーガイル・フーズ社の事例にみられた如上の運用はこれを弾力的と捉え、むしろ肯定的に捉えることもできるかもしれない。真実かつ公正な概観を与えること、と、規定を遵守すること、この両者のバランスをとるべく存する弾力性である。[真実かつ正確な概観 vs. 真実かつ公正な概観] の論において「公正」に看取される弾力性でもある。

イギリス会社法の作りは弾力的であって、離脱規定の作りは弾力的であって、しかし(いや、しかも)、その運用は作りよりも弾力的ということだろうか。

弾力性の多重性である。

「コモン・ロー思考の根幹をなす「離脱規定」の効果について」³⁷⁾「裁量の余地が認められているために³⁸⁾不断の進歩・発展が保証される」³⁹⁾「と手放しに楽観できる」田中は、けだし、離脱規定の作りをもって「イギリスの知恵」とし、また、醍醐は離脱規定の運用をもって否定的に捉えているが、しかしながら、離脱規定の運用はこれも「イギリスの知恵」ということだろうか。

文 献

- 千葉準一『英国近代会計制度——その展開過程の探究』中央経済社、1991年。
 醍醐聰「サロン・ド・クリティーク」『企業会計』第39巻第1号、1987年。
 David Flint, *A True and Fair View in Company Accounts*, Gee & Co., 1982.
 村田直樹『会計学の基層』創成社、2021年。
 中川美佐子『EC5ヵ国の会計および会計制度』千倉書房、1991年。
 田中弘「商法・企業会計原則における離脱規定」『会計』第130巻第4号、1986年。
 田中弘『イギリスの会計制度——わが国会計制度との比較検討』中央経済社、1993年。
 友岡賛「会計の基本理念としての fairness ——イギリス会社法の要請を中心に」『国際会計研究学会年報』1984年度号、1985年。
 友岡賛「「真実且つ公正なる概観」考くその1>——イギリス会社法の変遷を中心に」『三田商学研究』第28巻第4号、1985年。
 友岡賛「イギリスのグループ・アカウント——連結会計思考の萌芽から制度化迄」會田義雄(編著)『企業結合会計——その実態と理論』中央経済社、1985年。
 友岡賛「「真実且つ公正なる概観」考くその2>——アーガイル・フーズ社の事例を中心に」『三田商学研究』第29巻第3号、1986年。
 友岡賛「「真実且つ公正なる概観」考くその3>——意を中心に」『三田商学研究』第30巻第6号、1988年。
 友岡賛『近代会計制度の成立』有斐閣、1995年。
 友岡賛『会計学はこう考える』ちくま新書、2009年。
 友岡賛『会計学原理』税務経理協会、2012年。
 友岡賛『会計学の基本問題』慶應義塾大学出版会、2016年。

37) 田中「商法・企業会計原則における離脱規定」38頁。

38) 同上、38頁。

39) 醍醐「サロン・ド・クリティーク」154頁。

- 友岡賛『会計と会計学のレーゾン・デートル』慶應義塾大学出版会，2018年。
- 友岡賛『会計の歴史（改訂版）』税務経理協会，2018年。
- 友岡賛『日本会計史』慶應義塾大学出版会，2018年。
- 友岡賛『会計学の考え方』泉文堂，2018年。
- 友岡賛「会計と会計学のレーゾン・デートル」『企業会計』第71巻第1号，2019年。
- 友岡賛『会計学の地平』泉文堂，2019年。
- 友岡賛「会計ファームはプロフェッショナルに徹すべき」『Best Professional Firm 2020』プレジデント社，2020年。
- 友岡賛「「会計ルール弾力化」の不思議」『旬刊 経理情報』第1610号，2021年。
- 友岡賛『会計学の行く末』泉文堂，2021年。
- 友岡賛「福沢諭吉と複式簿記の伝播」『福澤諭吉年鑑』第48号，2021年。
- 友岡賛『会計学を索ねて——基礎概念と存在理由』慶應義塾大学出版会，2022年。
- 友岡賛「人間資産の会計——会計学の基本問題〔Ⅵ〕（1）」『三田商学研究』第66巻第1号，2023年。
- 友岡賛「資本等式と貸借対照表等式——会計学の基本問題〔Ⅵ〕（2）」『三田商学研究』第66巻第2号，2023年。
- 友岡賛「静態論と動態論——会計学の基本問題〔Ⅵ〕（3）」『三田商学研究』第66巻第4号，2023年。
- 友岡賛「簿記と複式簿記の内と外——会計学の基本問題〔Ⅵ〕（4）」『三田商学研究』第66巻第6号，2024年。
- 友岡賛「複会計システムの諸相——会計学の基本問題〔Ⅵ〕（5）」『三田商学研究』第67巻第1号，2024年。
- 友岡賛「減価償却と取替法——会計学の基本問題〔Ⅵ〕（6）」『三田商学研究』第67巻第2号，2024年。
- David Tweedie, 'True and Fair Rules,' *The Accountant's Magazine*, Vol.87, Nov., 1983.
- 山浦久司『英国株式会社社会会計制度論』白桃書房，1993年。

2023年4月2日成稿